

虹の原特別支援学校壱岐分校 教育相談について

本校では、保護者の方の悩みや保育・教育関係機関等の教育活動を支援するために、相談を受け付けています。対象は、保育所（園）、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校です。

子供のことについて気になることはありませんか？

例えば・・・

言葉の遅れが気になる。

注意が持続しない。

落ち着きがない。

順番やルールが守れない。

運動面でぎこちなさが見られる。

整理整頓が苦手。忘れ物が多い。

読み書きが苦手。

友達とのトラブルが多い。



教育相談で「できること」

○学習面や生活面における理解と指導・支援についての相談

○チェックリストなどによる実態把握

※今年度より、特別支援学校における教育相談において、発達検査は実施しないこととなりました。発達検査については医療機関等に依頼していただくことになります。

○特別支援教育・発達障害等に関する情報提供、教材や教具の紹介、保護者・職員向けの研修等の実施

○本校に関する情報提供（学校概要、授業見学、卒業後の進路先等）・・・など



教育相談の方法

- ① 電話相談 電話のみの相談にも対応します。
- ② 訪問相談 各園、学校に本校の特別支援教育コーディネーター等が訪問します。
- ③ 来校相談 本校に来ていただいて相談に応じます。



※教育相談に関する手続きの流れや詳細については、次のページをご確認ください。

長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校

窓口 教頭、部主事

（小中学部） 〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触589（盈科小学校内）

TEL（0920）47-0159 FAX（0920）47-0162

（高等部） 〒811-5136 壱岐市郷ノ浦町片原触88（壱岐高等学校内）

TEL（0920）48-0811 FAX（0920）48-0812

ホームページ <https://www2.news.ed.jp/section/iki-bk/index.html>



令和7年5月15日

教育相談について（お願い）

長崎県立虹の原特別支援学校長

（壱岐分校）

分藤 賢之

（公印省略）

＜教育相談を依頼する際の前提＞

- ・校（園）内委員会を実施して、学校（園）としての対象幼児児童生徒への対応や支援の方向性を決めている。
- ・校（園）内支援体制を整え、担任だけではなく、全教職員で支援を実施している。
- ・「個別の指導計画」を作成し、支援を実施している。
- ・教育相談を依頼することについて、保護者の了解を得ている。

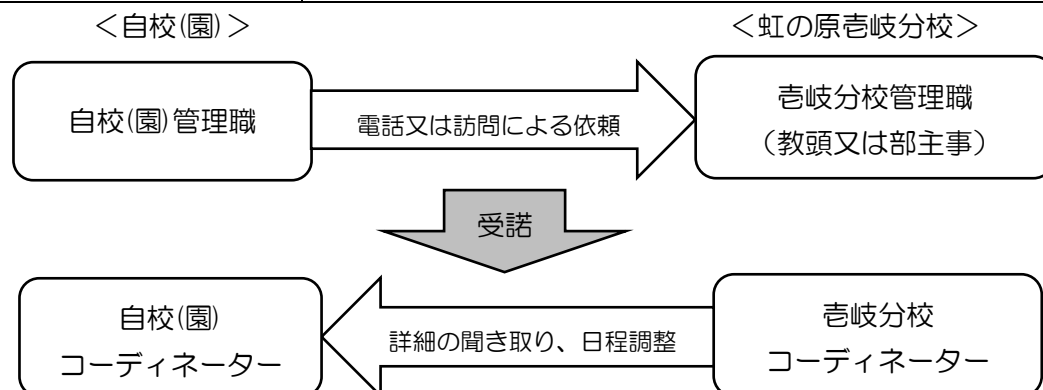
＜受諾できない依頼＞

- ・就学、措置変更に関する相談や検査の依頼。→ 市教委が担当します。
- ・障害の診断を求める依頼。→ 医療機関への受診をお願いします。
- ・発達検査を目的とする依頼。→ 今年度より実施しないこととなりました。
- ・校（園）内で支援を実施していない依頼。
- ・保護者の了解を得ていない依頼。

＜教育相談を依頼する際の流れ＞

- 1 教育相談を依頼する。 ※必ず管理職からお願いします。
- 2 教育相談を行うかどうかを本校で決定します。
決定後、コーディネーター同士で、連絡を取って日程を決めます。
- 3 日程決定後、「教育相談依頼書」、「教育相談資料」を提出していただきます。
虹の原壱岐分校のホームページ（地域支援・教育相談）からダウンロードできます。

依頼をする際の連絡先	・ 幼稚園、保育所、小学校 → 壱岐分校小中学部へ（47-0159） ・ 中学校、高校 → 壱岐分校高等部へ（48-0811）
実施期間	・ 5月～翌年2月末まで 各学期末の依頼はできる限り控えていただくようにお願いします。



※虹の原壱岐分校にご来校いただき、授業見学、教育相談等を行うこともできます。